令和7年度内部被ばく検査測定業務 一式

入札説明書

福島県保健福祉部県民健康調査課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 及び本件令和7年度内部被ばく検査業務に係る一般競争入札(以下「入札」という。) の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者(契約権者) 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和7年度内部被ばく検査測定業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は資格停止 処分を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務(放射線測定業務等)について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 平成 23 年 3 月に発生した福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する 法律(昭和 36 年 6 月 17 日法律第 147 号)に規定する原子力事業者又はその者から出 資を受けている者ではないこと。
- (7) 県内の本店、支店又は営業所において第1種放射線取扱主任者、第2種放射線取扱 主任者、または診療放射線技師の資格を有する者を常置している者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1。以下「資格確認申請書」という。) に次の書類等を添付し、下記5の(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をする

こと。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 業務履行実績調書 (様式任意)

本公告に示した仕様と同等の業務に関する過去2年間の実績を証明するもの(契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。)

イ 全部事項証明書(登記簿)謄本 提出日から3か月以内に発行されたもの

- ウ 出資元に関する書類
- エ 県内の本店、支店又は営業所において常置している第1種放射線取扱主任者、第 2種放射線取扱主任者、または診療放射線技師の国家資格免状の写し。
- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部県民健康調査課

電話番号 024-521-8609

FAX 024-521-8229

E-mail iryouwbc@pref.fukushima.lg.jp

(2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所

提出期間 令和7年3月4日(火)から令和7年3月11日(火)(土曜日、日曜日 を除く)の午前8時30分から午後5時まで

提出場所 福島県保健福祉部県民健康調査課

提出方法 郵送又は持参による。ただし郵送による場合は、令和7年3月7日(金) 午後5時必着とする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和7年3月24日(月)午後1時30分

場 所 福島県庁西庁舎西 326 会議室(福島市杉婁町2番16号)

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式3)及び見積内訳書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す提出日時及び場所へ持参すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の写し

イ 委任状(様式5) 代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札保証金を納付した領収書の写し(入札保証金を納付した場合)

- エ 入札保証金納付免除通知の写し(入札保証金の納付免除が認められた場合)
- (4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外 国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表 者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押 印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5の(3)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関 又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で 納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号 に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札に参加を希望する者は、5の(2)に掲げる期日までに、「入札保証金納付等について」(様式7)を5の(2)に示す場所に提出すること。かつ、入札保証金納付の免除を希望する者は、これと併せて、以下の書類を5の(2)に示す場所に提出すること。なお、入札保証保険適用による免除申請者は別途開札日までに入札保証保険証券の原本を提出すること。(原本は返却しないので留意すること。)

ア 入札保証金納付免除申請書(様式6)

- イ 履行実績証明書(様式8。4(1)のアの任意様式とは別である。)
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(3)で指定する書類確認を受けるものとする。 なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明 を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、 一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式9)により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書(様式9)により、福島県保健福祉部県民健康調査課ホームページに掲載する。

受付期間 令和7年3月4日(火)から令和7年3月7日(金)まで

受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和7年3月10日(月)

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり 代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。 ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、 引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執 行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札 の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札
- (12) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (13) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない入札書
- (14) 委託業務実施上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳 となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として 不適切な場合の入札書

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
 - この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。) で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第5項の規定により両者が契約書に記名 押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取り消することがある。

16 契約条項

契約書(案)による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部県民健康調査課

電 話 024-521-8609

FAX 024-521-8229

福島県財務規則(抜粋)

別記1 (入札保証金の減免)

- 第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の 全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証 保険契約締結しているとき。
 - (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - (3)、(4) (略)
- 2 (略)

別記2 (入札保証金の納付等)

- 第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。
- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者を して、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記3 (入札保証金の還付)

- 第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。
- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理 権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記4 (契約保証金の減免)

- 第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
 - (3) (略)
 - (4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融 公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、 これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (5)から(18)まで (略)
- 2 (略)

別記5 (契約保証金の納付等)

- 第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。
- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記6 (契約保証金の還付)

- 第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。
- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理 権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年3月 日

福島県知事

(〒 -)
住 所
(ふりがな)
商号又は名称
代表者職・氏名 印
電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (-)
(作成担当者職・氏名)

令和7年3月4日付けで公告がありました令和7年度内部被ばく検査測定業務に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類 の内容については、事実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務(放射線測定業務等)について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
 - (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
 - (6) 平成 23 年 3 月に発生した福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する 法律(昭和 36 年 6 月 17 日法律第 147 号)に規定する原子力事業者又はその者から 出資を受けている者ではないこと。
 - (7) 県内の本店、支店又は営業所において第1種放射線取扱主任者、第2種放射線取 扱主任者、または診療放射線技師の資格を有する者を常置している者であること。

2 添付書類

- (1)業務履行実績調書(様式任意)
- (2)全部事項証明書(登記簿)謄本
- (3)出資元に関する書類
- (4) 県内の本店、支店又は営業所において常置している第1種放射線取扱主任者、第2種 放射線取扱主任者、または診療放射線技師の国家資格免状の写し。

一般競争入札参加資格確認通知書

記 号 番 号 令和7年3月 日

様

福島県知事

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

記 						
公 告 日	令和7年3月4日付け公告					
件名及び数量	令和7年度内部被ばく検査測定業務 一式					
	有					
	無					
本公告に係る 入札参加資格 の 有 無	入札参加資格が ないと認めた理由					

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について 説明を求めることができます。
 - 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式3

入 札 書(見積書)

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額 (税抜)										

件名及び数量 令和7年度内部被ばく検査測定業務 一式

履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

上記のとおり入札 (見積) いたします。

令和7年3月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 (代理人 氏名 印 印)

福島県知事

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

見積内訳書

令和7年度内部被ばく検査測定業務委託

項目	単位	福島市 (週1回程度)	郡山市 (週1回程度)	浪江町 (週1回程度)	巡回検査 (年17回程度)	単価	金額	備考
純業務費	1				ļ			
(1) 直接費								ア+イ+ウ+エ
ア 直接人件費								
(ア) 電話予約受付要員	人日		2	61				
(イ) 受付・誘導・記録要員	人日							
(ウ) 機器操作・測定要員	人日							
(エ) 検査内容等説明要員	人日							
(オ) 検査関連業務要員	人日							
イ 燃料費								
(ア) 軽油代 (移動及び発電用)	目					4, 800		% 1
(イ) 通信運搬費 (結果票送付)	通	25	7	3	5	350	14, 000	※ 2
(ウ) 通信費(電話回線費用)	回線		1	<u> </u>	_			※ 3
(エ) 発電機メンテナンス費	式			4	-			※ 4
ウ 旅費・宿泊費					•			
(ア) 旅費 (燃料費を含む)	人日							% 5
(イ) 宿泊費	人日							% 6
工 車輌代								※ 7
(ア) 車輌レンタル料	台日							
(イ) 任意保険料	台			4				
計								
諸経費								
(1) 諸経費 (一般管理費等)								% 8
合計 (税抜)								
(1) 1純業務費+2諸経費								
(2) (1)の千円未満切捨								
合計 (税込)								
(1)消費税(3(2)×0.1)								
(2) 3(2)+消費税(4(1)))	***************************************						

- (2) 3 (2) +消費税(4(1))

 ※1 軽油代については、財政単価を用いて30L/日と仮定し積算する。

 ※2 通信運搬費については、検査結果を後日送付する際の費用(人数は各会場における想定受検者数の1割)として計上し、定形外郵便料と特定記録料を合算した値を単価とする。

 ※3 通信費については、一律計上する。

 ※4 発電機メンテナンス費については、一律計上する。

 ※5 旅費(燃料費を含む)については、従事者が業務従事開始時に事業所から検査会場及び宿泊施設へ移動し、終了時に検査会場から事業所へ移動することに要する経費(従事者の交代時を含む)を必要に応じ計上すること。

 ※6 宿泊費については、必要に応じ計上すること。

 ※7 車輌代については、必要に応じ計上すること。

 ※8 諸経費は純業務費の25%以内とする。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和7年3月24日に執行される令和7年度内部被ばく検査測定業務一式の入札及び見積に関する一切の権限。

令和7年3月 日

福島県知事

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

受任者 職名又は住所

氏 名 印

入札保証金納付免除申請書

令和7年3月 日

福島県知事

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職·氏名

印

令和7年度内部被ばく検査測定業務一式に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面(保険証券)
- 2 入札参加者が、過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び 規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行(契 約履行中のものは含まない。)したことを証する履行実績証明書(様式8。ただし、自 治体が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。)

注)提出書類により1又は2に○印を付してください。

入札保証金納付等について

住 所 商号又は名称 代表者職・氏名

令和7年度内部被ばく検査測定業務に係る一般競争入札の入札保証金の納付等の方法については下記のとおりです。(右欄に○印を付ける)

A	納付〔福島県財務規則第 248 条〕	
	A-1 現金	
	A-2 小切手(指定金融機関又は指定代理金融機関	
	が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)	
В	担保の提出〔福島県財務規則第 248 条〕	
	(第169条第1項各号に規定する有価証券)	
С	全部又は一部を減免〔福島県財務規則第 249 条第 1 項 各号〕	
	C-1 入札保証保険契約の締結(保険証券の提出)	
	C-2 その他	

- ※Cに該当する場合には、入札保証金納付免除申請書(様式6)を提出すること。
- (注)なお、この様式7は、入札事務を円滑に進めるためにあらかじめ納付等の意向について提出していただくものであり、入札参加資格が有ると認められた場合のみ有効となります。

履行実績証明書

	実績①	実績②	実績③
発注機関			
件 名			
履行場所			
契約年月日			
契約金額			

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職·氏名

印

- 注) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
 - 1 自治体が発注した契約の場合:契約書の写 契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
 - 2 実績は県内外、本・支店の別を問わない。

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和7年3月 日

	入札参加者 住 所	
	商号又は名称	
	担当者職・氏名	
	電話番号 (- 一)
	F A X 番 号 ()
公 告 日	令和7年3月4日付け公告	
件名及び数量	令和7年度内部被ばく検査測定業務 一式	
質問事項		
同体事項		
回答事項		